

# 第5回 農業委員会総会 会議録

---

1	開 会	1
2	議 題	1
	(1)議事録署名委員の決定について	1
	(2)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
	議案第1号	2
	(3)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	3
	議案第2号	3
	議案第3号	4
	議案第4号	5
	議案第5号、第6号	5
	議案第7号	6
	(4)非農地通知について	7
	議案第8号	7
	(5)農地利用最適化推進委員の辞任について	8
	(6)その他	9
	・矢板市建設課より農地の一時利用の届出について	9
	・その他	9
3	閉 会	10

## ○ 出席者

---

会長	15番	渡邊 浩正	
会員	1番	手塚 みち子	2番 篠木 薫
	3番	福田 一紀	4番 町野 位夫
	5番	佐藤 栄一	6番 石塚 英好
	7番	渡邊 晴夫	8番 大野 文子
	9番	君島 道夫	10番 阿久津 正一
	11番	福田 英一	12番 渡辺 正明
	13番	揚石 明	14番 佐藤 喜久男

## 1 開 会

---

○議長（渡邊 浩正） 本総会の出席議員数は15名となり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。それではただいまから第5回農業委員会総会を開催いたします。（16：00）

## 2 議 題

---

### (1) 議事録署名委員の決定について

---

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは議長より指名いたします。5番 佐藤 委員、12番 渡辺 委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

### (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

---

○議長 付議事件（3）、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に係る諸処分決定について、議題にします。

#### 議案第1号

---

まず、議案第1号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（和田 理男） 議案書の1ページをお開きください。

（事務局説明）

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班班長、10番 阿久津 正一 委員お願いいたします。

○阿久津 正一委員 10番の阿久津です。

本日9時30分より、委員3名、事務局2名の計5名で、農地法3条1件、農地法第5条6件、非農地通知1件の計8件の現地調査を実施しました。

何ら問題ないと見てまいりましたが、詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。次に、議案第1号の現地調査の詳細の報告を、13番、揚石 明委員にお願いします。

○揚石 明 委員 それでは、現地案内図、1ページをお開きください。

（申請地位置説明）

申請地の現状は畑のような感じで、植木が植えてあったり、ちょっとした野菜が植わってたりしました。譲受人は目の前に住んでいます。まわりは住宅地で、ほぼ問題ないとみてまいりました。

皆様の審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

(なし)

○議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

---

○議長 続いて付議事件(3) 議案第2号から議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第2号

---

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書第2ページをお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第2号の現地調査の詳細の報告を、10番、阿久津 正一お願いいたします。

○阿久津 正一委員 地図のほうは3ページ4ページでございます。

(申請地位置説明)

申請者は、河川工事の駐車場や資材置き場として、一時転用をする予定です。周囲の農地への影響は低く、転用は問題ないと思います。以上でございます。

○議長 はい、現地調査の報告が終わりました。それでは、議案第2号について質疑意見等を求めます。

はい、5番佐藤委員をお願いします。

○佐藤 栄一委員 はい、5番、佐藤です。一時転用ということですが、期間はいつまでですか？

○事務局（高塩 康幸） 令和3年11月30日までです。

○佐藤 栄一委員 はい、わかりました。

○議長 そのほかございませんか。ないようですので、これより採決いたします。  
議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

#### 議案第3号

---

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書第2ページをお開きください。

（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第3号の現地調査の詳細の報告を、13番、揚石 明お願いいたします。

○揚石 明委員 （申請地位置説明）

申請地の周りは、住宅地になっておりますのでやむを得ないと思います。以上で  
ございます。

○議長 はい、現地調査の報告が終わりました。それでは、議案第3号について  
質疑意見等を求めます。

はい、9番君島 道夫委員お願いします。

○君島 道夫委員 この申請人は、申請地隣の〇〇会社の方ですか？

○事務局（高塩 康幸） そうです。

○君島 道夫委員 はい、わかりました。

○議長 そのほかございませんか。ないようですので、これより採決いたします。  
議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第4号

---

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書第2ページをお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第4号の現地調査の詳細の報告を、10番、阿久津 正一お願いいたします。

○阿久津 正一委員 (申請地位置説明)

隣接地にてすでに作業中の建設会社が進入路として使用するという事で、転用はやむを得ないと思います。以上でございます。

○議長 はい、現地調査の報告が終わりました。それでは、議案第4号について質疑意見等を求めます。

はい、5番佐藤委員をお願いします。

○佐藤 栄一委員 はい、5番、佐藤です。こちらは農振農用地とありますが、除外済みですか？

○事務局 (高塩 康幸) いえ、こちらは2種農地です。

○佐藤 栄一委員 はい、わかりました。

○議長 そのほかございませんか。ないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第5号、第6号

---

○議長 それでは次に、議案第5号と第6号議案の審議に入ります。この二件は

関連性が高い議案ですので、一括審議とします。議案第5号と第6号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 議案書第2ページをお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第5号、第6号の現地調査の詳細の報告を、8番、大野 文子委員にお願いいたします。

○大野 文子委員 (申請地位置説明)

山林と住宅地に囲まれた農地で、周囲の農地への影響は低く、転用はやむを得ないと思います。以上でございます。

○議長 はい、現地調査の報告が終わりました。それでは質疑意見等を求めます。はい、14番佐藤委員お願いします。

○佐藤 喜久男委員 北側が畑になっているが、耕作はしていますか？

○事務局 (高塩 康幸) していません。

○佐藤 喜久男委員 はい、わかりました。

○議長 そのほかございませぬか。ないようですので、これより採決いたします。議案第5号、第6号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第7号

---

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書第2ページをお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第7号の現地調査の詳細の報告を、13番、揚石 明委員にお願いいたします。

○揚石 明委員 (申請地位置説明)

申請地に隣接する川が台風被害をうけ、その補修工事の一時転用ということで、問題ないと思います。以上でございます。

○議長 はい、現地調査の報告が終わりました。それでは、議案第7号について質疑意見等を求めます。

はい、5番佐藤委員お願いします。

○佐藤 栄一委員 はい、5番、佐藤 です。一時転用ということですが、期間はいつまでですか？

○事務局 (高塩 康幸) 令和3年3月31日までです。

○佐藤 栄一委員 はい、わかりました。

○議長 そのほかございませんか。ないようですので、これより採決いたします。議案第7号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

#### (4) 非農地通知について

---

---

○議長 続きまして、付議事件(4) 議案第8号、非農地通知について、議題に供します。

#### 議案第8号

---

議案第8号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。議案書の3ページでございます。

(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。

議案第 8 号は現地調査の詳細の報告を、8 番、大野 文子委員にお願いをいたします。

○大野 文子委員 (申請地位置説明)

該当地は一種農地ですが、山林に囲まれ耕作はできない土地ですので、非農地通知はやむを得ないと思います。以上です。

○議長 はい、現地調査の報告が終わりました。それでは、議案第 8 号について、質疑意見等を求めます。ありませんか。

はい、5 番佐藤委員お願いします。

○佐藤 栄一委員 はい、5 番、佐藤 です。これは荒れ地ですか？

○事務局 (高塩 康幸) そのような状況です。

○佐藤 栄一委員 はい、わかりました。

○議長 ほかにないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第 8 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

#### (5) 農地利用最適化推進委員の辞任について

---

---

○議長 続きまして、付議事件 (5) 農地利用最適化推進委員の辞任について、議題に供します。

議案第 8 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。議案書の 4 ページでございます。標記委員より、記載のとおり一身上の都合ということで、辞任届が提出されました。農業委員会等法第 23 条の規定によりまして、農地利用最適化推進委員の辞任については農業委員会の同意事項でありますので、今回付議させていただきました。

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

ありませんか。はい、5番佐藤 栄一委員お願いします。

○佐藤 栄一委員 補充はどのように行いますか？

○事務局長 委員の募集に習う予定です。公募や、関係団体の推薦をもらえれば推薦をもらう。という流れになると思います。

○議長 ないようでしたら、これより採決をいたします。

原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

#### (6) その他

---

---

○議長 その他の事項について事務局の説明をお願いいたします。

・矢板市建設課より農地の一時利用の届出について

---

○事務局(高塩 康幸) 公共事業ということで、鉄板を敷くくらいということなので、届出で対応するということになりました。事業所など構える場合は許可をもらう、ということにしたいと思います。

○事務局長 申請主義なので、転用申請が来たものは許可をとりますが、必要な目的と事務の簡略化を鑑み、今回このような形をとりました。今回は、市が発注する案件であること、建設物がないこと、土地を掘削しないことから、届出でよいのではということで、このような形としました。

・その他

---

・視察研修について

・令和2年度農業委員会だよりの原稿執筆依頼

・矢高生の農業委員会見学について

・人・農地プランについて

### 3 閉 会

---

○議長 以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。